

第 12 期第 2 回 東京地方労働審議会 港湾労働部会 議事録

日 時 令和 7 年 2 月 10 日（月）

課長補佐 ただいまから、第12期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会を開催させていただきます。

改めまして、委員の皆様方には、御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、当部会の進行を務めさせていただきます、東京労働局職業対策課長補佐の岩田と申します。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、当審議会の運営に関しまして、規程等の御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、皆様、配付資料1の東京地方労働審議会港湾労働部会規程集を御覧いただいけますでしょうか。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目、厚生労働省組織令の抜粋がございます。この組織令第156条の2に地方労働審議会の設置と関係労働法令の施行、並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議する旨、規定されており、この法令の中に港湾労働法が含まれております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

地方労働審議会令でございます。第4条に委員の任期等の規程がございます。委員の任期は2年、委員は再任されることができるとなっております。

続いて、3ページを御覧ください。

第6条ですが、部会に関する規定となっております。まず第1項におきまして部会の設置、さらに第4項に部会長の選任、さらに第6項に部会長の職務代理に係る取扱いというものが定められております。

さらに、第8条に議事に係る規定がございます。審議会は、委員及び議事に関係ある臨時職員の3分の2以上又は労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開

き、議決することができないとなっております。

次に、5 ページを御覧ください。

こちらは、東京地方労働審議会運営規程でございます。第5条のところ、一番下になりますが、第5条におきまして、会議は原則公開という取扱いとなっております。

続いて、6 ページを御覧ください。

第6条第1項に議事録の作成、第2項におきまして議事録及び会議資料の原則公開というものが規定されております。なお、議事録における発言者名も公開されることとなりますので、あらかじめ御承知いただきますようお願い申し上げます。

第9条3号に港湾労働部会の設置に関して規定されております。

続いて8 ページを御覧ください。

こちらは、東京地方労働審議会港湾労働部会運営規程でございます。第2条に委員の人数といたしまして、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各5名となっております。

以上、審議会の運営等に関する概要でございます。

それでは、部会の開催に当たりまして、東京労働局職業安定部長の茂原より御挨拶を申し上げます。

職業安定部長

皆様、こんにちは。

改めまして、東京労働局職業安定部長の茂原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

各委員の皆様方には大変お忙しい中、第12期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また日頃から私ども東京労働局並びにハローワーク品川の業務運営、とりわけ港湾労働関係業務の円滑な運営に御尽力、御努力、御協力を賜っていますことに重ねて御礼を申し上げます。

まず初めに、最近の雇用失業情勢についてでございます。内閣府発表の直近1月の月例経済報告におきまして、景気は一部に足踏みが残るものの緩やかに回復している。雇用情勢は改善の動きが見られると判断されたところでございます。

また東京都内におきましては、コロナ禍後の経済回復もあり、求人の数がコロナ禍前の水準まで回復する等雇用情勢は緩やかに持ち直している状況でございます。

その一方で、原材料価格の高騰に伴う物価上昇、さらに深刻な人手不足が続いており、引き続き雇用に与える影響に留意する必要があると認識をしているところでございます。

そうした状況の中で、我々東京労働局といたしましては、物価高騰に負けない継続的な賃上げと個人のニーズに沿った多様な働き方の実現、少子高齢化等により深刻さを増している人手不足の克服が喫緊の課題となっているところでございます。

政府におきましては、デフレ脱却を確かなものとするため、新たな総合経済対策、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を昨年11月に閣議決定いたしました。特に、私ども職業安定行政におきましては、引き続き人手不足対策が最重点課題であると考えており、さらなるマッチングの強化に努めているところでございます。

それでは、本日の本題でございますが、東京地方労働審議会港湾労働界において、港湾労働者の就労状況等について御審議をいただきます。東京港におきましては、昨年1月から3月までの上半期取扱い貨物量が前年同期比で0.7%増加をしております。

また、コンテナの取扱い数でございますが、依然として、国内港湾トップを誇り、東京都民はもちろん、首都圏4,000万人の生活や産業活動を支える重要な役割を担っているところでございます。

こうした状況の中、私ども東京労働局といたしましては、港湾運送業界が業務の波動性等の理由から常用労働者のほかに企業外労働力にも頼らざるを得ない独特の労働環境であることを十分に認識をしております。

また、昨年4月からスタートいたしました物流の2024年問題も港湾運送業の運営に大きな影響を及ぼしているものと考えております。そうした中で、今後も東京港がその機能を十分に発揮していくためには、人材確保のほか、そこで働く港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進が極めて重要であると考えており、引き続き、港湾労働者の雇用の改善と能力の

開発及び向上に取り組んでまいります。

先ほど御覧いただきました、青海公共コンテナターミナルのように、近年はコンテナ化、大型機械化が進み、港湾荷役の作業環境も大きく変化しておりますが、労働力の適正な管理、安全面の適正な確保は変わらず重要な事項であると考えております。

私ども労働行政、職業安定行政といたしましては、港湾労働法の港湾雇用安定等計画に基づき、港湾における労働力の確保と港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進等を図り、関係機関の皆様と緊密な連携の下、港湾労働法の遵守の徹底と雇用秩序の維持に向けた取組をさらに展開してまいります。引き続き皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本日の審議に当たりましては、私どもからの説明と併せ、各委員の皆様方から忌憚のない御意見、御要望をいただければと思っております。本部会が有意義なものとなりますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 続きまして、本日御出席の各委員の皆様方を御紹介させていただきます。時間の関係上、私から皆様を御紹介させていただくという形を取らせていただきますので、御了承ください。

まず、公益代表委員から御紹介を申し上げます。公益代表委員の義経委員でございます。

義経委員 よろしく願いいたします。

課長補佐 同じく、志村委員でございます。

志村委員 志村です。よろしくお願いします。

課長補佐 同じく、竹内委員でございます。

竹内部長 よろしく願いいたします。

課長補佐 なお、石崎委員と永野委員におかれましては本日所用により欠席でございます。

続きまして、労働者代表委員を御紹介申し上げます。労働者代表委員の古田委員でございます。

古田委員	古田でございます。よろしくお願いします。
課長補佐	同じく、熊田委員でございます。
熊田委員	熊田です。よろしくお願いいたします。
課長補佐	同じく、金森委員でございます。
金森委員	金森です。よろしくお願いします。
課長補佐	同じく大滝委員でございます。
大滝委員	大滝でございます。どうぞよろしくお願いします。
課長補佐	なお、鈴木委員におかれましては本日所用により欠席でございます。 次に、使用者代表委員を御紹介申し上げます。使用者代表委員の松川委員でございます。
松川委員	松川でございます。本日はよろしくお願いいたします。
課長補佐	続きまして、同じく高木委員でございます。
高木委員	高木でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	同じく、永澤委員でございます。
永澤委員	永澤でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	同じく、鶴岡委員でございます。
鶴岡委員	鶴岡でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	なお、椎野委員におかれましては、本日所用により欠席でございます。 次に、専門委員を御紹介申し上げます。関東運輸局東京運輸支局次長の和田委員でございます。
和田委員	関東運輸局の和田でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	なお、東京都港湾局長の松川委員におかれましては、所用により本日欠席のため、代理で出席いただきました港湾経営部の浅田経営課長でございます。
浅田委員	浅田でございます。よろしくお願いいたします。
課長補佐	次に、関係機関の方を御紹介申し上げます。
	一般財団法人港湾労働安定協会東京支部、酒井支部長でございます。
酒井支部長	酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
課長補佐	最後に、事務局職員を紹介させていただきます。改めまして、先ほど御挨拶差し上げました東京労働局職業安定部長の茂原でございます。

職業安定部長 茂原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、職業安定部職業対策課長の前田でございます。

職業対策課長 前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 品川公共職業安定所長の東でございます。

職業安定所所長 ハローワーク品川の東でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

課長補佐 同じく、雇用開発第二部長の加藤でございます。

雇用開発第二部長 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 同じく、港湾労働課長の小駒でございます。

港湾労働課長 港湾労働課の小駒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 また本日、オブザーバーとして御出席いただいております、一般社団法人東京港運協会の平井担当部長でございます。

労務部担当部長 平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐 以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、議事に入ります前に、お手元に配付してございます、本日の資料について確認させていただきます。

まず、会議次第でございますが、併せて出席者名簿と委員名簿をつけさせていただきます。本日の出席者名簿と委員名簿ですね。

配付資料1は、先ほど御覧いただきました規程集でございます。

次に、配付資料の2、第12期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会資料、港湾労働者就労状況等についてでございます。こちらは、次第の7、港湾労働者施行状況等についての御説明の際に使用いたします。

続いて、参考資料といたしまして、同じく港湾労働部会の参考資料、(参考資料)と書かれているものでございます。

配付資料は以上でございます。

これより議事に入らせていただきますが、発言につきましては、着座のままお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては、竹内部会長にお願いします。

竹内委員、よろしくお願いいたします。

竹内部会長 どうもありがとうございます。竹内でございます。よろしくお願いいたします。

ます。

それでは、議事次第に沿いまして進行させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場を代表しての御意見をいただきますとともに、議事運営が円滑に進みますよう御協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず議事を始めるに当たりまして、事務局より定数の確認状況につき報告をお願いいたします。

課長補佐 本日の委員の出席状況を御報告させていただきます。委員定数15名のうち11名が出席され、定数の3分の2に達しておりますので、地方労働審議会令第8条の規定を充たしていることを御報告いたします。

竹内部会長 どうもありがとうございました。

次に、今回の議事録の署名委員につきまして、労働者代表の大滝委員、そして使用者代表の永澤委員にお願いしたいと思っております。大滝委員、永澤委員それぞれよろしいでしょうか。

(両委員承諾)

竹内部会長 ありがとうございます。両委員におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題の内容面に入ってまいりますけれども、7番目の港湾労働者就労状況等についてでございます。まず、この議題につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

職業対策課長 改めまして、東京労働局職業安定部職業対策課長の前田でございます。

新しい委員の皆様方には、港湾労働対策の運営に当たり格別の御協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。ありがとうございます。

私からは、お手元の配付資料2、第12期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会資料「港湾労働者就労状況等について」に基づき、御説明をさせていただきます。それでは、失礼して着座にて説明をさせていただきます。

まず、配付資料の2の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧いただければと思います。目次項目のうち、私からは資料の1ページ、東京港常用港湾労働者就労状況及び2ページ、東京港港湾労働者就労状況

(全作業)について御説明を申し上げます。

なお、目次の9ページ、令和6年度港湾労働者派遣業務取扱状況及び10ページ、令和5年度港湾労働者派遣業務取扱状況につきましては、一般財団法人港湾労働安定協会東京支部様から御提供いただいた資料となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、まず1ページの東京港常用港湾労働者就労状況を御覧ください。

この表につきましては、平成28年度から令和6年度11月末までの期間に東京港で働く常用港湾労働者の就労状況を時系列で示しているものがございます。ここで言います常用港湾労働者とは期間の定めなく雇用されている港湾労働者、又は2か月を超える期間を定めて雇用されている港湾労働者となります。

現在、東京港におきましては、港湾労働法の適用を受けて営業している事業所は143社でございます。この表は、その事業所に所属し、常用労働者として船内作業、沿岸作業、倉庫作業等の港湾荷役に就いている労働者の就労状況をまとめた資料となっております。

それでは、左側①欄の月末現在有効者数を御覧ください。令和6年11月末現在までの数字でございますが、港湾荷役作業に従事する港湾労働者証を所持している常用としての人数ということでございます。表を上から御覧いただきますと、まずは、各年度末の有効求職者数として、平成28年度から令和4年度までの7年間と、表の中ほどに、令和5年度の合計8年間を載せてございます。28年度には、4,400人台ということでございますが、29年度以降は4,500から4,600人台で推移しているところでございます。

続きまして、②欄、就労実人員を御覧ください。就労実人員とは、①欄の港湾労働者証を所持する常用労働者のうち、実際に港湾荷役作業に従事した人数ということでございます。

東京港におきましては、平均4,000名を超える方が港湾荷役作業に精励されております。新型コロナウイルス感染症による行動制限が実施された、令和2年度は実人員が減少しましたが、現在はコロナ前の4,000人台に戻って

いるところでございます。なお、②の就労実人員と①有効者数に差があるのは、港湾労働者証を所持していても、その月に港湾荷役作業に従事しなかった方がいるということでございます。

次に、③の就労延数につきましては、港湾荷役の特徴である波動性により増減があるところでございます。本年度における月平均では、表の一番下でございますが、8万1,169日で前年度から3.2%のマイナスとなっているところでございます。

この就労延数の業務別構成割合を見ますと、表の一番下ですが、④欄の船内作業の月平均は1万2,864日で全体の15.8%、⑤欄の沿岸・倉庫作業が6万3,717日で全体の78.5%、⑥欄のその他、はしけ、いかだ、あるいは船舶貨物整備等で4,588日、全体の5.7%となっているところでございます。

また一番右側、⑦欄の1人当たりの平均就労日数を御覧いただきますと、月平均20日となっておりまして、昨年度平均を上回る数値となっているところでございます。

次に、2ページを御覧ください。東京港港湾労働者就労状況（全作業）でございます。

この表は、東京港で働く港湾労働者の就労状況を労働者の雇用形態別に示したものでございます。

3ページから8ページは作業別の内訳でございます。船内、はしけ、沿岸、いかだ、船舶貨物整備作業、倉庫の就労状況を示しておりまして、この2ページについては全作業の総括表という構成になってございます。

港湾運送の分野におきまして、高度な技術技能を有する労働者をより積極的に確保していく方策が求められておりまして、港湾運送の業務に従事する労働者につきましては、常用を考慮し、計画的な教育訓練を行うことにより高度な技術技能を有する労働者を育成していくことが重要でございます。

そのため、港湾労働者の雇用の安定や能力開発の向上等を目的とする港湾労働法では、各事業主に雇用される常用労働者による作業を原則としております。

また、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、まず港湾労働者派遣制度に基づく労働者派遣を活用していただき、必要な労働力を確保できない場合にハローワークの紹介による日雇労働者の雇入れ、さらにその紹介が受けられない場合には、例外的に、日雇労働者の直接雇用が認められているところでございます。こうした状況を踏まえ、この表について、御説明をさせていただきます。

表の構成といたしましては、一番左の①欄は港湾労働者全体の就労延日数となっております。②欄の企業常用雇用労働者から⑥欄の日雇労働者のうち直接雇用まで雇用形態別の就労状況を記載してございます。

表の下から2段目の段、令和6年度の4月から11月までの8か月の合計となりますけれども、①欄、就労延日数合計は65万6,433日で、このうち②欄、企業常用雇用労働者数は62万9,468日と、全体の95.9%を常用労働者が占めていることになります。

このように東京港における港湾作業はかなり高い比率で企業内の常用労働者によって行われており、港湾労働法が求める安定した雇用関係に基づいた健全な運営がなされていると認識しているところでございます。

一方、残りの4.1%、延べ日数にして、2万6,965日、③欄の681日と④欄の2万6,284日の合計でございますが、これが企業外労働力ということになります。これは港湾労働者派遣、安定所紹介の日雇労働者及び直接雇用の日雇労働者となります。

企業外労働力の活用につきましては、直接雇用の日雇労働者の割合が最も高く、各年度とも全体の90%以上を占めており、港湾労働者派遣による就労延べ日数は、企業外労働力の2.5%ほどとなっております。

お配りしてる資料にはございませんが、6大港全体を見ますと、企業外労働力に占める港湾労働者派遣の割合が令和5年度平均で11.8%となっておりますので、東京の2.5%と比較すると、東京港の港湾労働者派遣制度の活用の割合は低いという状況かと思われま。

先ほど御説明させていただきましたが、常用労働者以外で作業する場合については、例外的に日雇労働者の直接雇用が認められているものがございます。このため、今後とも各事業者の皆様に対して、企業常用労働

働者の確保と併せて港湾労働者派遣制度の利用促進をお願いしていく必要があると考えているところでございます。

なお、先ほども御説明しましたとおり、3ページ目以降は作業別の内訳の就労状況を示してございますので、こちらは各位の皆様には、後ほど御覧いただければと思います。

以上、東京港における港湾労働者の就労状況の概況について、御説明をさせていただきました。

また、既に御承知のことと思いますが、昨年1月に開催された第12期第1回港湾労働部会の際に、厚生労働省の建設港湾対策室から港湾雇用安定等計画の案について説明があり、委員の皆様には御審議いただいたところでございます。

そして、今般、港湾労働法第3条の規定に基づき、新たな港湾雇用安定等計画が令和6年3月22日に告示され、令和10年度までの5か年計画として、同年4月1日より適用されたところでございます。

本日配付資料に、雇用安定等計画、令和6年から10年度の概要と、港湾雇用安定等計画、安定等計画がございますので、詳細は、後ほど御確認をいただければと思います。今後も港湾労働法に基づき、東京港における雇用秩序の維持及び港湾労働者の雇用の安定、港湾労働者の福祉の増進を図るという趣旨の達成に向けて、引き続き、本日御出席をいただいております関係機関や団体の皆様と有機な連携を図っていききたいというふうに思っておりますので、引き続き皆様の御協力を申し上げ、私の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

竹内部会長

どうもありがとうございました。ただいまの説明についての質疑等は、これから行われる説明のものと併せまして後ほど独立の議題として設けておりますので、そちらで扱わせていただければと思います。

このことを踏まえまして、続けて、港湾労働者派遣事業業務取扱状況につきまして、一般財団法人港湾労働安定協会東京支部から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、酒井支部長よりお願いいたします。

酒井支部長

港湾労働安定協会東京支部の酒井でございます。

本日御出席の皆様には、日頃から当協会支部の業務運営につきまして、格別な御理解と御協力をいただいておりますことをこの席をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

それでは、私のほうから、当雇用安定センターで取り扱っております港湾労働者の派遣状況について御説明申し上げます。それでは、着座で説明させていただきます。

先ほどからのお手元の配付資料2の9ページと10ページのほうを御覧いただけますでしょうか。

こちらの資料9ページが令和6年度の取扱い、10ページが令和5年度の取扱いとなります。ここでは9ページの6年度の数字を基に説明のほうをさせていただきます。

9ページ中ほどより上の表、こちらは令和6年4月からの月別の取扱い状況でございます。下の表は、年度別の月平均取扱い状況でございます。項目につきましては、上の表も下の表も同じでございますが、まず上の令和6年11月の数字を左から順に御説明申し上げます。

初めに、事業所実数ですが、こちらは派遣元事業所数で派遣の許可を取っている事業所でございます。東京港には、6年11月末現在で、港湾労働法の適用事業所が143社ございますが、その中で36の事業所が派遣の許可を取得しております。

その右側でございます対象労働者数、こちらは36の許可事業所の中で、派遣労働者であることを明示し、同意を得ている方の人数です。令和6年11月末現在で767名となっております。令和6年11月末現在、常用港湾労働者数は4,441名ですので、その中の17.3%が派遣対象労働者ということになります。

ちなみに、前年の11月が763名でしたので、割合としては0.5%の増、4名の増加ということでございます。若干月により変動はございますけれども、ほぼ横ばいに推移をしているところでございます。

次のくくりになりますけれども、この三つの項目は雇用安定センターに派遣のあつ旋申込をいただいた事業所の状況でございます。あつ旋申込事業所数が29事業者、こちらの内訳のほうが東京の事業所が15、横浜

の事業所が14でございます。京浜港ということで、横浜の事業者さんも東京港で仕事をされてらっしゃいますので、あつ旋申込数が1,162件、あつ旋申込人数が5,154名という状況の中で、横浜からの申込みが1,733名、割合にいたしますと、33.6%が横浜の事業所ということでございます。

このあつ旋申込みを基にいたしまして、雇用安定センターでは派遣のあつ旋を行っているところでございますが、一番右のくくりがそのあつ旋状況でございます。

先ほどのあつ旋申込み1,162件、5,154名に対しまして、29件148名のあつ旋を行っており、成功率は2.9%となっております。

次に、派遣元事業所数何社から派遣労働者を出したかということでございますけど、これは3社でございます。3社から実人員45名、延べ148人日派遣されたということでございます。一番右端にございますのが、派遣先事業所数、つまり派遣労働者を受け入れられた事業所数で、こちらでも3社となっております。

下の表につきましても、同じ項目で、各年度別に月平均を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、当支部の派遣業務取扱い状況を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

竹内部会長

どうもありがとうございました。ただいま事務局と港湾労働安定協会東京支部からそれぞれの部分につきまして、御説明いただきました。これらの御説明の内容につきまして、委員の皆様方、御意見、御質問等がありましたら御発言をよろしくお願いいたします。

念のため申しますと、今、議事次第で申しますと、8番目の質疑応答・意見交換として、7番目で御説明いただいた内容についても御意見をいただいている、御意見、御質問等を受け付けているという形になっております。

志村委員

御説明ありがとうございます。城北労働・福祉センター所長の志村と申します。よろしくお願いいたします。

実績の御説明いただいた点で2点をちょっとお聞きしたいというところ

ろがあるんですが、最初の1ページ及び2ページ当たりの就労状況全体の御説明があったときに、全体の規模ですね。例えば、2ページでいうと、これ6年度はまだ11月までの実績ですから、年度比較はちょっとあれなんで、4年度と5年度を見たときに合計欄で見ると、4年度が99万、5年度は98万ということで、大体98万から9万というところでしょうか。それで、先ほどの御説明で、恐らくこれまでの取組ずっとそうだと思うんですが、常用就労を中心にということで、その常用就労者の確保を図ってらっしゃると、図ることもある、必要だということだと思うんですが、その際に、②の常用就労で見ると、4年度が95万、96万弱ですね。それから5年度は94万弱、95万弱ということで、95万ぐらいということなんですけれど、規模的には、このぐらいの規模で適正と考えられるのか、それともお話のあったとおり、まだまだこれでは常用就労の確保として、まだまだ安定的な港湾労働を維持するためには、まだまだ足りない。もっと取り組まなきゃいけないと考えるのか、その辺りはどうなのかという点が1点目です。

それから今の話とちょっと関連するかもしれないですが、就労別に見たときの企業常用就労なのか、それとも企業外労働力ということの役割分担というのかな。で見たときに、日雇労働者の数というのは、ある程度企業外のほうでは割合占めてると思うんですけれど、その波動の部分を当然その派遣で賄って、派遣というか、企業外で、労働力で賄うということなんですけど、その賄いというのは、ある程度、今の規模的な割合で十分なのかどうかという点と。それから今年度に関して言うと、特にその日雇に関して言うと、4月はあるんですけど、5月以降が安定所からの紹介がゼロになっていて、直接雇用が中心ということなんですけど、ただ数的にはそれはあまり関係なくて、ほぼほぼ大体一定程度3,000、これで見ると大体3,000ちょっとぐらいの数ですかね。

ということなので、今言ったことから言うと、ある程度このバランス的にはちょうどいいということなのか。それとも、やっぱりある程度、常用就労をもっともっと確保していかなきゃいけないのかなということなのか、その辺をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

職業対策課長

御質問ありがとうございます。まず最初の常用労働者の規模につきましては、港湾荷役につきましては、波動性があるということで、常用労働者だけで全部賄ってしようとしてしまうと、これは無理があるということで、港湾労働者派遣であるとか、例外的に日雇の雇用についても認められているということでございますので、ここは、企業外も含めて、これで荷役で作業が賄えているという状況であれば、適切な規模感なのかなと思っておりますが、あとは作業別の内訳として、港湾労働者派遣がまず第一の波動性の対応区分でございますので、ここが若干6大港に比べても低い状況にあるということに。そこはちょっと課題があるのかなというふうに考えております。

日雇の今年度の安定所紹介が5月以降ない状況というのは、港湾労働課のほうで原因とか分かりますでしょうか。

港湾労働課長

港湾労働課の小駒と申します。

実際のところ、港湾荷役作業に従事可能な日雇労働者の登録が少ないことと、4月まで安定所紹介で日雇労働者を雇用頂いた特定の企業が港湾荷役作業を自社の常用雇用労働者で行うこととなったので、ハローワークの紹介がゼロとなったものと思われま。

以上です。

志村委員

ありがとうございます。

職業対策課長

大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

竹内部会長

ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようですので、私から一つだけ、質問といいますか、意見のような形になるかもしれませんが、お伺いさせていただければと思います。

事務局からの御説明で、1ページ目、2ページ目の説明、資料の説明ですね。その中で常用雇用を中心にするとのお話がございました。港湾労働法では、常用という言葉自体は明確に表れているわけではないですが、2か月を超える雇用と、そうでないもので区別をして規定しており、これが常用雇用の理解につながっていると思っております。

他方で、ここに御出席の皆様方は御存知だと思いますけども、法的な

観点での雇用の安定ということを申しますと、期間の定めがないかどうかというところが重要なところでございます。そうしますと、常用ということで、期間の定めのない場合に加え、2か月を超える有期の雇用を含める形で区切ると、後者、有期雇用の場合について、法的に言えば、特に無期雇用と比べると、安定性に欠ける側面がございます。こうした観点から申しますと、たしかに、港湾労働法は常用という考え方に基づくように法令上は見受けられますけれども、他方で、期間を定めない雇用との観点から、ないしはその観点からも、港湾労働者の雇用の安定の促進が考えられるべきではないかと思われまふ。一般的な労働法に關しましては、有期雇用から無期雇用への転換の推進などがここ数年来言われてきているところであり、本日ここで議論している資料の作成や、実態についての数字の把握といったときに、これまでの調査との連続性を考えて常用雇用の概念に基づいて数字を把握することも、一つ重要かと思ひますけれども、同時に、無期雇用かどうかという観点でも状況を把握していつて、将来的な在り方について、法的にさらに精緻な議論をしていくと。そういうことが検討されてもいいのかなと思つた次第です。

この関係で、常用か否かというくくりのみならず、無期、有期というくくりで、港湾労働者の数の把握等を、今後政策的に御検討いただくのが一つの案として考えられるのではないかと思つた次第でござひます。

どちらかというと思ひでするのでお答えいただかなくても結構ですけど、以上申し上げたことについて、何かこの場でご回答いただけることがあれば幸いです。

職業対策課長

ありがとうございます。その常用労働者のうちの無期なのか、2か月以上の期間の定めがあるとかというのは、ちょっと数字としては取れてないようですので、今後どうやったら取れていくかというところも含めて検討していきたいと思ひます。ありがとうございます。

竹内部会長

そのような形で今後に向けて御検討の事項の一つとしていただければ幸いです。どうもありがとうございます。

他に御質問、御意見等ござひます委員の先生方はいらつしゃいますでしょうか。

特にはよろしいでしょうか。

はい。予定の時間はもう少しございますけども、御意見、御質問等、特に追加のものはないということでありましたら、これをもちまして、審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、第12期第2回東京地方労働審議会港湾労働部会を終了したいと思います。